

水第 2134 号
令和 6 年 9 月 17 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井貫晴介 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮につ
いて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項、同第 16
号第 2 項及び同第 57 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第9号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
うなぎ稚魚漁業	9	定めなし	令和6年12月16日から令和7年4月30日まで	横須賀市長井にある川間橋橋脚下流端から河口までの川間川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ700メートル、東側へ1500メートルまでの間の地先海面の区域、同市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで700メートルの間の地先海面の区域、三浦市初声町入江にある初声橋橋脚下流端から河口までの一番川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々500メートルまでの間の地先海面の区域	共第6号及び共第7号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 許可名義人以外が採捕してはならない。法人においてはあらかじめ定めた1名以外が採捕してはならない。 3 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 4 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 5 許可番号と顔写真付きの	令和6年10月7日から令和6年11月6日まで	令和6年12月16日から令和7年4月30日まで

						<p>標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>6 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>		
同上	7	同上	同上	<p>横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで700メートルの間の地先海面の区域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートル、北西側へ700メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メ</p>	<p>共第7号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者</p>	同上	同上	同上

				ートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	葉山町にある森戸橋から河口までの森戸川の区域及び同河口から海岸沿いに北側へ 100 メートルまでの間の地先海面の区域、下山橋から河口までの下山川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 8 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	3	同上	同上	逗子市新宿地先富士見橋橋脚下流端から河口までの田越川の区域、同河口右岸導流堤突端から海岸沿いに北側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域、同市新宿地先不如帰碑の正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東側へ 100 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域及び同市小坪にある小坪海浜公園地先海面の区域	共第 9 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	6	同上	同上	豆腐川橋橋脚下流端から河口までの豆腐川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、滑川橋橋脚下流端から河口までの滑川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域、美奈能瀬橋橋脚下流端から河口までの稲瀬川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線極楽寺橋橋脚下流端から河口までの極楽寺川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メー	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上

				トルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線音無橋橋脚下流端から河口までの音無川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	国道 134 号線行合橋橋脚下流端から河口までの行合川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 150 メートルまでの間の地先海面の区域。腰越橋橋脚下流端から河口までの神戸川の区域、同河口から西側の鎌倉市の地先海面。	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	96	同上	同上	藤沢市にある西浜橋橋脚下流端から河口までの境川の区域、同河口から西側の片瀬海岸三丁目の地先海面。下記の ア 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点 イ 江の島ヨットハーバーの北角 ウ 江の島温泉の西角 エ 境川左岸同流堤突端 アイ、イウ、ウエの直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた地先海面の区域。	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	96	同上	同上	藤沢市にある日の出橋橋脚下流端から河口までの引地川の区域、同河口から東側の鵜沼海岸一丁目の地先海面。同河口から西側へ 500 メートルまでの地先海面の区域、藤沢市辻堂西海岸三丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 144 号）の正南線と最大高潮時海岸線と	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の	同上	同上	同上

				の交点から海岸沿いに東西各 200 メートルまでの間の地先海面の区域。藤沢市南部下水処理場排水口から東側へ 200 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域。	漁業権者から受忍されている者			
同上	200	同上	同上	神川橋橋脚下流端から河口までの相模川の区域、同河口左岸導流堤突端から東側へ 500 メートル、同右岸導流堤突端から西側へ 400 メートルまでの間の地先海面の区域。花水川橋橋脚下流端から河口までの花水川の区域及び同河口右岸導流堤突端から東側へ 300 メートル、西側へ 200 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 13 号共同漁業権及び内共第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	8	同上	同上	小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々 200 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 15 号共同漁業権及び内共第 3 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	15	同上	同上	小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市国府津にある親木橋橋脚下流端から河口までの森戸川の区	共第 15 号共同漁業権及び内共第 3 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ	同上	同上	同上

			域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域、小田原市浜町にある山王橋橋脚下流端から河口までの山王川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市早川にある早川橋右岸側橋脚下流端と同橋左岸側橋脚下流端の見通し線から河口までの早川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。	稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者				
同上	1	同上	同上	大磯町国府本郷にある西湘バイパス橋橋脚上流端から上流へ150メートル、下流へ河口までの不動川の区域、同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。血洗川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。鳴立川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。二宮町山西にある梅沢川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。	共第14号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 3 申請書に記載された採捕従事者以外が採捕してはならない。 4 採捕従事者は27名以内とする。 5 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 6 採捕従事者は、許可名義 	同上	同上

					<p>人が発行する許可番号と顔写真付きの標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>7 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	許可の切替にあたり、特に変更する必要がないため、うなぎ稚魚漁業とする。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。
漁業時期	過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い、前年の許可と同じ漁業時期とした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	漁業調整上の観点から、操業区域内を含む共同漁業権の漁業権者から、うなぎ稚魚漁業を営むことについて受忍をされている者とした。

2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

漁業調整および漁業取締の観点から、下記の条件を付して許可を行うこととした。

- (ア) 養殖用種苗以外の目的での採捕禁止
放流用等、その他を目的とした採捕は禁止とした。
- (イ) 採捕従事者の数の制限[団体へ許可する場合]
過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。
- (ウ) 採捕従事者の数の制限[個人へ許可する場合]
漁業取締りの観点から、個人の場合は許可名義人以外の者、法人においてはあらかじめ定めた1名以外の者が漁業を行うことを禁止とした。
- (エ) 出荷先の制限
流通の適正化を図るため、事前に申請書へ記載した仲買人以外への出荷を禁止とした。
- (オ) 使用漁具の制限
漁業調整上の理由から、使用漁具は従来通り火光利用たも網・さで網とした。
- (カ) 標識装着の義務
漁場監視及び取締りの観点から、許可番号と顔写真付きの標識を装着することを条件とした。
- (キ) 採捕の停止命令について
全国の池入れ量が、国際的に合意された21.7トンに達する恐れがあり、輸出向けの需要量満たされたと判断された場合は、国からの通知に基づき発出する採捕停止命令に従うことを条件とした。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 2 項においては、申請期間は 1 月を下らない範囲とすることと規定している。特に短縮する必要性は認められないため、1 月とする。

4 許可の有効期間について

神奈川県漁業調整規則第 16 条第 1 項においては、当該漁業の許可の有効期間は 1 年と規定しているが、漁業調整上・漁業取締り上の合理性を考慮すると漁業時期統一する必要があることから許可の有効期間を短縮する。

5 関係規定

○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

第 5 条 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第 4 号、第 5 号及び第 8 号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数 5 トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
- (7) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。）
- (9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長 24 センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可（以下この章（第 17 条を除く。）において「許可」という。）は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第 12 条 知事は、許可（第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9（省略）

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。